

石綿健康被害救済法に基づく受付及び認定等の状況

1. 受付状況 (平成21年3月31日現在)

	中皮腫	肺がん	その他	計
療養者	2,614	1,058	137	3,809
施行前死亡者遺族	2,907 (654)	532	56 (5)	3,495 (659)
未申請死亡者遺族	85	34	1	120
計	5,606	1,624	194	7,424

* 下段()書は、周知事業に基づいて請求されたと見られる件数で、内数。

2. 認定等状況 (平成21年3月31日現在)

(1)療養者

	中皮腫	肺がん	その他	計
認定	1,718	431		2,149
不認定	244	304	106	654
取下げ*1	333	207	56	596
判定保留*2	103	72		175
判定中(申出済)*3	41	16		57
計	2,439	1,030	162	3,631

*1 主な理由: 労災保険等支給、医学的資料が整わない。

*2 医学的判定において追加資料が必要とされたもの。

*3 医学的事項に係る判定の申出を行い判定中のもの。

(2)施行前死亡者遺族

	中皮腫	肺がん	その他	計
認定	2,275 (285)	121		2,396 (285)
不認定	41	282	10	333
取下げ*4	167	92	10	269
判定保留*5	4	32		36
判定中(申出済)*6	0	3		3
計	2,487	530	20	3,037

*4 主な理由: 労災保険等支給、優先請求順位者が別に存在、医学的資料が整わない。

*5 医学的判定において追加資料が必要とされたもの。

*6 医学的事項に係る判定の申出を行い判定中のもの。

*7 下段()書は、周知事業に基づいて請求されたと見られる件数で、内数。

(3)未申請死亡者遺族

	中皮腫	肺がん	その他	計
認定	5	2		7
不認定	0	0	0	0
取下げ*8	1	1	0	2
判定保留*9	14	8		22
判定中(申出済)*10	19	6		25
計	39	17	0	56

*8 主な理由: 労災保険等支給、優先請求順位者が別に存在、医学的資料が整わない。

*9 医学的判定において追加資料が必要とされたもの。

*10 医学的事項に係る判定の申出を行い判定中のもの。

○ 「周知事業」とは、法施行前に中皮腫により死亡した方について、地方自治体の協力を得て、死亡小票を用いた掘り起こしを行い、本救済制度又は労災制度等の給付を受けていない方のご遺族に対し、重点的に周知を実施する事業です。